令和7年 業種別労働災害発生状況

(令和7年1月1日~2月28日現在)

函館労働基準監督署

		分	令和7年2月末				4	令和6年2	月末	対	対前年		図			
業	種別		死亡	休業4日以上		<u>;</u>		死亡	休業 4 日以上	<u>計</u>	増減数	増 減 率 (%)	業種 割合 (%)	死亡	休業4日以上	計
全	産業合	計	2	99	(1)	101	(1)		52	52	49	94.2	100.0	6	742 (22)	748 (22)
除	く鉱業	計	2	99	(1)	101	(1)		52	52	49	94.2	100.0	6	742 (22)	748 (22)
製	造	業	1	14		15			7	7	8	114.3	14.9	1	120 (1)	121 (1)
内訳	水産食料	品		5		5			3	3	2	66.7	5.0		59	59
		品		4		4					4		4.0		24	24
	木材木製品·家	具		1		1					1		1.0		7	7
	窯業土石製	品							1	1	-1	-100.0			8 (1)	8 (1)
	金属・機	械		1		1					1		1.0		4	4
	輸送用機械	等	1	1		2			1	1	1	100.0	2.0		7	7
	そ の	他		2		2			2	2			2.0	1	11	12
鉱		業														
土	石 採 取	業													3 (1)	3 (1)
建	設	業		7		7			7	7			6.9	3	66	69
	土木工事	業		3		3			4	4	-1	-25.0	3.0	1	26	27
内	建築工事	業		1		1			3	3	-2	-66.7	1.0	1	31	32
訳	木造建築	業		2		2					2		2.0		7	7
	その他の建設	業		1		1					1		1.0	1	2	3
道	路貨物運送	業		4		4			7	7	-3	-42.9	4.0		54 (3)	54 (3)
そ	の他の運	輸		6		6			1	1	5	500.0	5.9		9 (1)	9 (1)
陸	上貨物取扱	業													2	2
港	湾運送	業													1	1
林		業	1	2		3			1	1	2	200.0	3.0	1	7	8
水	産	業													12	12
卸	売 ・ 小 売	業		12		12			10	10	2	20.0	11.9		73 (1)	73 (1)
清	 掃	業		5		5			5	5			5.0		28	28
そ	の他の事	業		49	(1)	49	(1)		14	14	35	250.0	48.5	1	367 (15)	368 (15)
内	保健衛生	業		36		36			8	8	28	350.0	35.6		276 (1)	276 (1)
	接客娯楽	業		6		6			2	2	4	200.0	5.9		27 (6)	27 (6)
訳	そ の	他		7	(1)	7	(1)		4	4	3	75.0	6.9	1	64 (8)	65 (8)
	1 労働災害の出	1 /	<u> </u>		N. 11 /	11						_				

¹ 労働災害の状況(令和7年2月発生分)

全産業の労働災害は101名で、前年の同時期に比べ、49名増加しています。事故の型別では、滑って転倒が39名、その他が24名と なっております。

^{2 1}月受付分について

全体で71名の令和7年発生分の労働者死傷病報告を計上しました。業種別では多い順に、保健衛生業が28名、卸売・小売業が10名、

令和6年12月1日から令和7年3月31日までの期間は「北海道冬季ゼロ災運動」の取り組み期間です。融雪剤・砂の散布や防滑靴の □ 使用、車両の乗降時における路面状況の確認による転倒災害防止、路面状況に応じた運転や十分な車間距離の確保、早めのブレーキ の励行による交通災害防止等に取り組んでください。取組内容の詳細は、北海道労働局ホームページをご確認ください。

労働者死傷病報告等の労働安全衛生関係の手続の一部について、電子申請が原則義務化されました。労働者死傷病報告について は、様式及び記載内容も変更されていますので、厚生労働省のホームページ等を参照の上、提出してください。

[※] 本統計は労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したものです。()内は、交通事故による労働災害の内数です。

[※] 函館労働基準監督署の管轄は、渡島管内と檜山管内です。

令和7年 死亡労働災害発生状況

函館労働基準監督署

No.	発生月	時刻	業種	事故 の型	起因物	災害発生概況
1	1	10 時 台	林業	激突され	伐木等機械	被災者は、チェーンソーと木材グラップル機との共同作業においてチェーンソーによる作業を担当し、被災者が受け口、追い口を作った立木を木材グラップル機が引き倒し、木寄せしたところ、木材グラップル機又はつかんでいた立木が被災者に激突したもの。
2	1	8時 台	輸送用機 械等製造 業	墜落・転 落	その他の 乗物	被災者は、船舶の試運転業務において、アンテナにワイヤーが引っ掛かっていたため、マストの垂直はしごを登り、マストの踊り場へ移動して引っ掛かっていたワイヤーを外したところ、踊り場付近のレーダーアンテナが回転し、4.8メートル下の甲板まで墜落したもの。
3						
4						

[※]本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。